

入札説明書（事後審査型制限付き一般競争入札共通事項）

1 入札に参加する者に必要な資格

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）入札参加申請書の提出日から落札決定日までの間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- （３）入札参加申請書の提出日から落札決定日までの間に、御前崎市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 16 年御前崎市告示第 76 号）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （５）対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者。詳細は入札公告に示すとおり。
- （６）入札公告に掲げる入札参加要件を全て満たしていること。

2 入札の対象者

- （１）次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することはできない。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員等（御前崎市暴力団排除条例（平成 24 年御前崎市条例第 2 号。以下「排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は

関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

カ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）未加入者（適用除外事業所を除く。）、又は社会保険等に参加済であることが確認できる経営事項審査の結果通知書（最新のもの）を御前崎市に提出していない者

キ 御前崎市へ電子入札システム利用届を提出し、利用者登録番号の交付を受けていない者

3 入札参加資格の確認

- （１）開札の結果落札候補者となった者は、入札参加資格確認申請書類（以下「申請書類」という。）を総務部財政課に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、落札候補者になった者以外の者についても入札参加資格を確認するため、申請書類の提出を求める場合がある。

- （２）提出期限までに当該申請書類を提出しない場合は、入札は無効とする。
- （３）配置予定技術者については、複数の候補技術者を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したこと等により当該配置予定技術者を配置することができなくなったときは、御前崎市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止等を行う場合がある。

4 入札方法等

- （１）入札に参加する際は、「御前崎市電子入札運用基準」、「御前崎市競争契約入札心得」及び「御前崎市制限付き一般競争入札実施要領」を遵守すること。
- （２）入札書に工事費内訳書を添付して、公告に記載したとおり提出すること。
- （３）工事費内訳書には、入札参加者の名称、入札番号、工事名、工事場所、工事費の内訳を記載すること。また、工事費の内訳については以下の経費を内訳明示すること。

ア 材料費

イ 労務費

ウ 法定福利費

エ 安全衛生経費

オ 建設業退職金共済契約に係る掛金

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（失格基準価格を設定した工事にあつては、失格基準価格を超える価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格を入札した者が2人以上あるときは、直ちに電子くじを行い、落札者の順位を決定する。
- (3) 開札後に落札候補者から提出された申請書類を審査し、その結果、入札参加資格を満たしていると確認した場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。

なお、入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、当該落札候補者が行った入札を無効としたうえで、次順位者を落札候補者とし、申請書類の提出を求め、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) 落札者に求める契約保証は、御前崎市財務規則、御前崎市競争契約入札心得、御前崎市建設工事請負契約約款等に定めるところによる。
- (2) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類は、すべてPDFデータ・A4判とする。
- イ 提出書類は1部とし、作成費用は提出者の負担とする。
- ウ 提出書類は、電子入札システムによる提出の場合はすべて押印不要とする。ただし、持参による場合はすべて押印を必要とする。
- エ 提出書類は、提出者に無断で他の用途に使用しない。ただし、工事費内

訳書については、低入札価格調査となった際は、他の入札参加者の内容と比較するため使用する場合がある。

オ 提出書類は、返却しない。

カ 提出書類は、原則公表しない。

(3) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、御前崎市長に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報とあわせて報告すること。

(4) 落札決定から契約締結までに、落札者が2(1)ア～オのいずれかに該当することが判明した場合は、当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。

(5) 契約後に、契約の相手方が2(1)ア～オのいずれかに該当することが判明した場合は、契約を解除する。

(6) 下請その他の当該契約に関連する契約の相手方も排除条例の対象となる。

(7) 当該契約に係る事業の遂行に当たって暴力団等による不当な行為を受けた場合の措置については、次のとおりとする。

ア 落札者は、暴力団員等による不当行為を受けた場合は、発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

イ 前項による発注者の報告を行った場合は、所轄の警察署長へ通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。

ウ 受注者は、暴力団員等による不当行為を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

エ 不当行為を受けたにもかかわらず発注者及び所轄の警察署長への報告(通報)等を怠った場合は、入札参加停止の措置をとるものとする。